

委 員 会 記 録 簿  
(開会中)

委員会名	第 11 回 予算決算常任委員会			
開会日時	令和 4 年 2 月 25 日 9 時 00 分 開会			
	令和 4 年 2 月 25 日 12 時 06 分 閉会			
場 所	議場			
出席者数	委員定数 15 名中、出席者 14 名			
出席委員	金行 哲昭	新田 和明	—	
	南澤 克彦	田邊 介三	山本 数博	
	武岡 隆文	芦田 宏治	山根 温子	
	先川 和幸	児玉 史則	—	
	山本 優	熊高 昌三	秋田 雅朝	
	石飛 慶久	—	—	
欠席委員	大下 正幸	—	—	
議 長	宍戸 邦夫	—	—	
説明のため 出席したもの	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	市長	石丸 伸二	副市長	米村 公男
	教育長	永井 初男	—	—
	(他 61 名)			
出席した 事務局職員	議会事務局長	森岡 雅昭	事務局次長	國岡 浩祐
	総務係長	藤井 伸樹	—	—



## 1. 会議日程

別紙のとおり

## 2. 会議に付した事件

- (1) 議案第 15 号 令和 3 年度 安芸高田市一般会計補正予算（第 13 号）
- (2) 議案第 16 号 令和 3 年度 安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- (3) 議案第 17 号 令和 3 年度 安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- (4) 議案第 18 号 令和 3 年度 安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- (5) 議案第 19 号 令和 3 年度 安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）
- (6) 議案第 20 号 令和 3 年度 安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第 4 号）
- (7) 議案第 21 号 令和 3 年度 安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算（第 1 号）
- (8) 議案第 22 号 令和 3 年度 安芸高田市下水道事業会計補正予算（第 4 号）
- (9) 議案第 23 号 令和 3 年度 安芸高田市水道事業会計補正予算（第 3 号）
- (10) 令和 4 年度当初予算の審査について

### 3. 議事の経過

#### 【開会 9:00】

##### ○金行委員長

定刻となりました。

ただいまの出席議員は14名です。

定足数に達しておりますので、これより第11回予算決算常任委員会を開会します。

本日の日程は、令和4年第1回定例会初日に本委員会に付託されました、議案第15号「令和3年度安芸高田市一般会計補正予算（第13号）」の件から、議案第23号「令和3年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第3号）」の件までの9議案の審査並びに、「令和4年度当初予算の審査について」を議題といたします。

まず補正予算の審査の方法についてお諮りします。

審査の方法は、お手元に配布しました、審査予定表及び2月補正予算所管別事業名一覧表を用いて、部局ごとに審査し、担当部長の要点の説明の後、質疑を行います。

審査の順番は、一般会計について部局ごとに審査を行い、特別会計が関係する部局については、一般会計の審査の後、特別会計を審査することにいたします。

これにご異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

##### ○金行委員長

異議なしと認め、本日の審査は、審査予定表及び所管別事業名一覧表により、部局ごとに審査をすることに決定いたしました。

審査に先立ち、石丸市長から挨拶を受けます。

石丸市長。

##### ○石丸市長

おはようございます。

本日は上程した補正予算に関する議案について審査をいただきます。

どうぞよろしく申し上げます。

#### (1) 議案第15号 令和3年度安芸高田市一般会計補正予算（第13号）

##### ○金行委員長

これより議案の審査に入ります。

議案第15号「令和3年度安芸高田市一般会計補正予算（第13号）」の件を議題とします。

初めに、補正予算全体の歳入の内容について説明を求めます。

猪掛企画振興部長。

##### ○猪掛企画振興部長

それでは、令和3年度安芸高田市一般会計補正予算第13号の要点の説明をします。

この度の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ18億1,699万8,000円を減額し、予算の総額を、225億8,848万5,000円とするものです。

主な内容としては、こちらの説明資料がございますが、この1、2ページをお開きください。左側から(1)通常分は、実績見込みによる減額や市道除雪業務委託料の増額等を計上。

(2)、災害関連でございますが、災害復旧工事などを令和4年度予算へ振り替えたため減額しております。

3 ページに移っていただいて (3) 新型コロナウイルス感染症対策は、実績見込みによる減額などを計上しています。

それでは補正予算書にお戻りいただいて、18 ページ 19 ページをお開きください。

歳入ですが、1 款の市税は、1 億 3,000 万円の増額。税収の見込みに合わせて補正をするものです。

3 款の地方譲与税から、ページを飛んでいただいて 20、21 ページの、9 款、環境性能割交付金までは、それぞれ実績見込み額に補正をするものです。

10 款の地方特例交付金は、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金が、1 億 2,371 万 1,000 円です。これは新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい経営環境に直面している事業者等に対して、固定資産税の負担を軽減したことによる減収額を国が補填をするものです。

11 款の地方交付税は、普通交付税が 2 億 5,422 万 7,000 円の増額です。

これは国の補正予算における歳出の追加に伴い、地方負担の増加が生じることから、普通交付税の調整額を復活するなどの措置によるものです。

13 款の分担金及び負担金は、農地・農業用施設災害復旧事業分担金など計 6,858 万 1,000 円の減額です。

14 款の使用料及び手数料は、へき地教員住宅使用料が 16 万 5,000 円の減額です。

15 款の国庫支出金は 3 億 6,015 万 7,000 円の減額です。

23 ページをお開きください。

主なものとして、説明欄上段の 4 行目になります、児童手当費負担金が 1,966 万 3,000 円の減。現年災害復旧事業費負担金が 2 億 9,782 万 1,000 円の減。中段のあたりになります、災害等廃棄物処理事業費補助金が 2,668 万 9,000 円の減などです。

16 款の県支出金は、5 億 2,148 万 4,000 円の減額です。

25 ページの方をお開きください。

主なものとして説明欄中段の、畜産クラスター事業補助金が 1,589 万 6,000 円の減。

農業施設災害復旧費補助金が 2 億 3,985 万 1,000 円の減。農地災害復旧費補助金が 1 億 9,500 万 1,000 円の減などです。

17 款の財産収入は、各種基金利子が 26 万 1,000 円の減額です。

続いて 26、27 ページをお開きください。

18 款の寄附金は、ふるさと納税制度災害復旧支援寄附金など計 1,221 万 1,000 円の増額です。

19 款の繰入金金は、財政調整基金繰入金金の減額など、計 6 億 4,922 万 4,000 円の減額。

28、29 ページをお開きください。

21 款の諸収入は、雑入など計 1,130 万 9,000 円の増額です。

22 款の市債は、8 億 1,080 万円の減額です。1 目の総務債が 30 万円の増。

それから次の 30、31 ページをお開きください。

2 目、民生債が 2,810 万円の増。3 目、農林水産業債が 670 万円の減。4 目、土木債が 4,280 万円の減、5 目、消防債が 2,570 万円の減。7 目、災害復旧債が 7 億 5,650 万円の減。8 目、他会計繰出債が 750 万円の減となっております。

以上で歳入の主なものについての説明を終わり、続いて 6 ページの方にお戻りください。

繰越明許費の補正ですが、公有財産管理費を初め、全 24 事業について計 16 億 4,060 万

4,000円を上限とした繰越明許費を追加するものです。

7ページですが、債務負担行為の補正です。

7ページから11ページにかけて、行政財産の電気保安管理に係る業務や、電算システム等運用及び維持管理にかかる費用など債務負担行為の事項を追加するものです。

11ページをお開きいただき、11ページの下段をご覧ください。

債務負担行為の変更になります。それぞれ限度額を変更するものです。

続いて12ページをお開きください。

地方債の補正ですが、総務事業を30万円増額して、補正後の借入限度額を2億180万円とするほか、合計で補正後の総借入限度額を20億8,260万円とするものです。

なお、32ページからの歳出については、それぞれ担当部局より説明をいたします。

以上で要点の説明を終わります。

#### ○金行委員長

以上で、概要の説明を終わります。

なお歳入の質疑については、該当する部局の審査の際にお願いします。

まず、総合部に係る補正予算について、要点の説明を求めます。

行森総務部長。

#### ○行森総務部長

おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、総務部に関わります補正予算の要点についてご説明をいたします。

最初に、全体に関係します人件費について説明をします。83ページの給与費明細書の欄をご覧ください。

職員人件費につきましては、年度末における、精算見込みによる増減のみで、制度上の変更に伴うものはございません。給与費を793万6,000円の減。共済費を70万円の増。合計で723万6,000円減額しております。これは年度末における精算見込みによるものでございます。

次に、総務部の補正予算のうち、主なものについて説明をいたします。

33ページをご覧ください。

総務一般管理費を351万2,000円減額しております。

これは、年度末までに結審予定の裁判に係る弁護士への報酬の増額及び年度末における執行見込みによる事業費調整によるものでございます。

次に、人事管理事業費57万6,000円の減額は、年度末における執行見込みによる事業費調整によるものでございます。

35ページをお願いいたします。

庁舎管理費でございます。516万1,000円増額は、主なものとして、機構改革に伴うサイン設置工事費の増額及び年度末における執行見込みによる事業費調整によるものでございます。

39ページをお願いいたします。

電算システム事業費1,100万円減額、広域ネットワーク管理事業費200万円の減額。いずれも、年度末における執行見込みによる事業費調整によるものでございます。

67ページをお願いいたします。

非常備消防費を、701万7,000円減額しております。

これは新型コロナウイルス感染症に伴う各種研修、訓練等の中止による訓練手当等の減額及び年度末における執行見込みによる事業費調整によるものでございます。

69 ページをお願いいたします。

消防施設に要する経費を 907 万円減額しております。これも年度末における執行見込みによる事業費調整によるものでございます。

最後に、災害対策費でございます。850 万 3,000 円減額でございます。

これも年度末に受ける執行見込みによる事業費調整によるものでございます。

以上で総務部の補正予算の要点の説明を終わります。

○金行委員長

以上で、要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

田邊委員。

○田邊委員

33 ページの人件費の部分で特別職の人件費、いわゆる 2 人の副市長の人件費の減額分というのはこれは何月分までの減額なんでしょうか。

○金行委員長

船津係長。

○船津職員係長

年度末 3 月までの減額です。

○金行委員長

田邊委員。

○田邊委員

年度末分までということであるということなんですけれども、そういった中で今後ですよね。考え方としては、もう 2 人目の副市長を動きとして入れる予定がないという形で、この補正を作られたと考えてよろしいでしょうか。

○金行委員長

石丸市長。

○石丸市長

年度末までにおいてはそのとおりです。

○金行委員長

南澤委員。

○南澤委員

同じところなんですけれども 82 ページの特別職の給与を見てみるとですね、一番上の長等のところで職員 4 名。給与がですね 2,850 万となっていて、当初予算だと 3,180 万で差額が 630 万になると思います。これ、副市長の給与は 70 万なので、7 で割ると九カ月分になると思うんですけれども、今 3 月までというふうにおっしゃったのは、答弁誤りじゃないかと思うんですがいかがでしょうか。

○金行委員長

船津係長。

○船津職員係長

すいません。再度確認をさせていただきます。

○金行委員長

暫時休憩といたします。

9:20 休憩

9:21 再開

○金行委員長

休憩を閉じて再開します。

答弁をお願いします。

船津係長。

○船津職員係長

すいません。先ほどの発言を訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。12月末までの減額です。

○金行委員長

よろしいですか。

南澤委員。

○南澤委員

1月、2月、3月分が残っているということで、もう今2月の末ですけれども、3月分もいまだ執行できる状況だと思います。新年度予算をここで話す場ではないんですけれども新年度予算でも副市長の2人目の予算が計上されていて、この残っている1カ月分について伺います。

この副市長2人目について、市長どういうお考えを今持っておられるか、どうしていくつもりなのかどうしたいのかということをお伺いしたいと思います。

○金行委員長

石丸市長。

○石丸市長

私の方針は、かねてからお伝えしているとおり、お伝えしたままで、変わりはありません。そもそも副市長2人というのが、この町の体制になっていますので、それを実現するように考えています。

今は、米村副市長お1人ですが、それも全ては2人体制という前提で米村さんを選んでますので、非常にバランスを欠いた状態になっているという認識です。

仮にこれが、もともとこの町には副市長が1人だという体制になっていたのであれば、私は違う方を選んでいました。それほど甚大な影響が出ているという認識です。

○金行委員長

南澤委員。

○南澤委員

であるとすると、2人目の選任同意案というのが出てきてしかるべきかなと思うんですけれども、あと1カ月残っていますが、そういう気配がないというふうに見受けられますが、状況としてはどういう状況でしょうか。

○金行委員長

石丸市長。

○石丸市長

もしかすると、先日の中国新聞の記事を受けてそのような質問をされるのかなと推察するんですが、企画部長が記者会見の場で、そうした動きはないというふうに言ったようですが、実

態としては、ここにいらっしゃる皆さんは全員ご承知のはずなんですが、止まっているというのがステータスです。状況です。

なぜ止まっているかというのも、改めて私が言うまでもないんですが、記録に残りますので再度ご説明します。

1年前に、予算で、全員一致で、副市長2人目が認められてたにもかかわらず直後、同意案が否決された。さらにはその際、確か6名ぐらいいらっしゃったんですが、武岡議員とか山根議員だと思いますが、財政を理由にされてた。もうこの時点で意味が分からなくなります。どう考えてもつじつまが合いません。なので、議会に対して意見聴取を申し入れました。

行財政上の重要問題については意見聴取をできるという定めがありますので、それにのっかって、議会に対して、全員協の場で申し入れをしました。

しかしそれに対して、副市長人事は、客観的に見て普通財政上の重要問題ではないというような表現をもって拒否をしたと。そのやりとりもまた意味が分からないんですが、そこで止まっています。

私としては、一体何が起きたのか、どうすればいいのか途方に暮れているというのが、この間です。

よく二元代表制という言葉が皆さん口にされますし、議会軽視はいかんと叫ばれるんですが、私全く同感です。

ゆえに、議員の皆さんの、議会の意見を聞き、それを踏まえ、私は意思決定をしていかねばなりません。

それが意見聴取をしている理由で、意見聴取ができない以上、その先に私は進むことが許されない立場だという認識です。

なので、副市長人事、次の動きに向けて執行部は動けない、これが実態です。私が主体的に動かないわけではありません。

○金行委員長

ほかに質疑ございませんでしょうか。

秋田委員。

○秋田委員

ただいま副市長給与についてもあったと思うんですが、質疑が。82ページでですね、今南澤委員がおっしゃったように4名体制の中で絶えず減額というのがずっとありますね。

今回も減額があるんですが、長のとこです。特別職の。これが9月も12月もずっとその都度、減額という事項があるんですが、これは予算の話になってはいけませんが、1年の予算額を立てた中で、その都度減額をしていくというのは、その副市長が決まらないうちは、そういう減額をずっとされるのかどうかということが聞きたいんです。

それは来年度の予算になるかもわかりませんが、そのところが今までやってこられたその都度の減額というのは、今決まってないからどんどん減額をされていったような経緯なのか、そこらあたりをちょっと教えていただきたいと思います。

○金行委員長

石丸市長。

○石丸市長

今秋田委員がご指摘されたとおりです。

予算を組み、その中で未執行となったものを落とすというのを繰り返してきました。

そしてそれは、これからも変わらない方針になるはずです。

私が先ほど年度末、3月末までですね、副市長の提案同意を出すのか出さないのかというものに対して、そのつもりはないというふうにお答えしたのは、今この前に私がお説明したとおりですね。動けない状況にありますので、動かないわけなんですけれども、これが急転直下、意見聴取を受け入れ、そして話がとんとん拍子に進めばその限りではないと思っています。

ゆえに、まだ全部落としきらず、残っているという状態です。

○金行委員長

ほかに質疑ございませんでしょうか。

南澤委員。

○南澤委員

先ほどまでの総務部長の説明の中で、事業費調整のためということ減額というかですね、来年度送られてるってことなんですけれども、何が今年度できなくて来年度に送られるのかというのがですね、詳しく事業費調整というんですね、すべてそれで総括されて具体的に何が起きてるのか分からないので、その事業費調整という部分で説明されたところをですね詳しく説明していただけますでしょうか。

○金行委員長

行森部長。

○行森総務部長

事業費調整というのはですね、いわゆる精算をして、精算した額と予算額の差額を減額しましたということでございます。よろしいですか。いわゆる、いろんな事業があると思いますけど、一つの事業の中に報酬があつたり給料があつたりいろいろありますけど、その最終的な精算額と予算額の差額を減額しているという意味でご理解いただきたいと思います。

○金行委員長

ほかに質疑ございませんか。

(質疑なし)

○金行委員長

質疑なしと認め、これをもって総務部に係る質疑を終了いたします。

ここで、説明員交代のため、暫時休憩とします。

9:30 休憩

9:31 再開

○金行委員長

休憩を閉じて再開いたします。

続いて、行政委員会総合事務局にかかる補正予算について要点の説明を求めます。

国司行政委員会総合事務局長。

○国司行政委員会総合事務局長

それでは、行政委員会総合事務局に係る補正予算について要点を説明いたします。

37 ページをお願いいたします。

一番下の段ですけれども、公平委員会費 31 万 9,000 円減額の主なものとしまして、次の 39 ページ上段をお願いいたします。

主なものは、コロナ禍で各種会議が中止になったことによりまして、委員の日額報酬 11 万 4,000 円減額。旅費、16 万 8,000 円減額などになります。

次に、41 ページをお願いいたします。

中ほどから下の段になりますけれども、固定資産評価審査委員会費 8 万 1,000 円減額。

主なものとしまして、同じくコロナ禍で各種会議が中止となったことによりまして、委員の日額報酬 5 万 6,000 円減額などになります。

次に、43 ページをお願いいたします。

中段の選挙管理委員会費 9 万 8,000 円の減額は、同じくコロナ禍で各種会議が中止なったことにより旅費 7 万 2,000 円減額、負担金 2 万 6,000 円減額などをするものです。

その下の段、広島県知事選挙に要する経費 655 万 9,000 円の減額は、昨年 11 月に執行した広島県知事選挙の経費を精算したもので、主なものとして投開票事務従事者等の職員手当等を 258 万 2,000 円減額。ポスター掲示板などの消耗品費を含む需用費を 151 万 1,000 円減額などするものです。

次に、45 ページをお願いいたします。

上の段、衆議院議員選挙に要する経費 422 万 7,000 円の減額は、昨年 10 月に執行した衆議院議員総選挙の経費を精算したもので、主なものは、投開票事務従事者等の職員手当等を 159 万 1,000 円減額。ポスター掲示板などの消耗品費を含む需用費を 127 万 6,000 円減額するものです。

その下の参議院議員再選挙に要する経費 464 万 7,000 円の減額は、昨年 4 月に執行した参議院広島県選出議員再選挙の経費を精算したもので、主なものは投開票事務従事者等の職員手当等を 236 万円減額。開票立会人や、会計年度任用職員等の報酬を 70 万 1,000 円減額するものです。

最後に、47 ページをお願いいたします。

中ほどの段、監査委員費 4 万 4,000 円の減額は、コロナ禍で各種会議が中止となったことによる旅費 2 万 2,000 円減額などとなります。

以上で説明を終わります。

○金行委員長

以上で、要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員

選挙管理関係なんですけれども、県知事選や参議院衆議院選があつて、いずれも投開票の事務の職員の人件費が減額になってるかと思います。100 万 200 万という単位でなってるんですけれども、この要因は何に当たりますでしょうか。

○金行委員長

国司事務局長。

○国司行政委員会総合事務局長

各種選挙人件費の減額の主な要因でございますけれども、予算の編成時においては職員のパターン化、平均単価に従事の日数なり時間なりを想定して計上しております。

特に予算不足となつてはいけないという観点から、ある程度余裕を持った計上になっておりまして、実際に例えば開票事務等につきましては、予算上は午後 11 時とか 12 時というふうに

計上したところ午後 10 時で終了したとか。あるいは時間単価ですけれども、比較的若い職員が多くて時間単価も予算計上の時点よりは安くなったと。そういったいろんな要素が要因と考えられます。

以上です。

○金行委員長

ほかに質疑ございませんか。

(質疑なし)

○金行委員長

質疑なしと認め、これをもって行政委員会総合事務局に関わる質疑を終了いたします。

ここで、説明員交代のため、暫時休憩にします。

9:38 休憩

9:38 再開

○金行委員長

休憩を閉じて再開いたします。

続いて、消防本部に係る補正予算について要点の説明を求めます。

土井消防長。

○土井消防長

それでは、消防本部に係る補正予算について要点を説明いたします。

補正予算書 67 ページをお開きください。

消防総務管理費の補正の主なものは、消耗品費として、新規採用予定職員二名分の被服等貸与品の購入経費 22 万 8,000 円を計上するものです。

次に、消防活動管理費の補正の主なものですが、燃料費の不足に伴い 48 万円の増額。また、17 節備品購入費 1,351 万円の減額は、水槽付き消防ポンプ自動車、高規格救急自動車並びに高度救命処置用資機材の入札執行残の減額などによるものです。

以上のほか、全体的に減額については執行残または執行見込みによるものです。

以上で説明を終わります。

○金行委員長

以上で、要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○金行委員長

質疑なしと認め、これをもって消防本部に係る質疑を終了いたします。

ここで、説明員交代のため、暫時休憩とします。

9:40 休憩

9:41 再開

○金行委員長

休憩を閉じて再開いたします。

続いて、企画振興部に係る補正予算について要点の説明を求めます。

猪掛企画振興部長。

○猪掛企画振興部長

それでは、要点の説明をいたします。

35 ページをお開きください。

説明欄の下段、基金管理に要する経費ですが、減債基金への積立金 1 億 3,216 万 5,000 円の主なものは、国の補正予算において、普通交付税の臨時費目として、臨時財政対策債償還基金費が創設され、地方交付税の追加交付がありました。この追加交付分は、令和 3 年度の臨時財政対策債の償還財源を一部前倒して措置されるもので、今後の償還財源として計画的に活用するため、減債基金に積み立てを行うものです。

美土里町神楽門前湯治村育成基金への積立金 179 万 9,000 円と、たかみや湯の森管理基金への積立金 359 万円は、入湯税相当額の積み立て及び基金運用利息分の調整によるものです。

ふるさと応援基金 892 万 8,000 円の増額は、ふるさと納税制度災害復旧支援寄附金を、次年度以降の災害復旧費に充当するため、積み立てを増額するものです。

37 ページの方をお願いします。

過疎地域持続的発展基金 483 万 7,000 円の増額は、借入予定額の増額によるものです。

森林環境譲与税基金 365 万円の増額は、本年度実施する対象事業の減額に伴い積み立てを増額するものです。

定住促進事業費、下段になりますが 633 万 4,000 円の減額の主なものは、新型コロナウイルス感染症の影響で、事業を縮小したことによるもので、謝礼金、旅費、負担金などがそれぞれ減、また事業型地域おこし協力隊については、当初 2 人を想定していましたが 1 人に変更いたしましたので委託料を 440 万円減額するものです。

次のページをお開きください。

中段の、ふるさと応援寄附推進事業費 556 万 7,000 円増額の主なものは、返礼品のための経費として、ふるさと応援寄附記念品業務委託料を 217 万 8,000 円、システム使用料を 339 万 1,000 円増額するものです。

国庫支出金等返還経費 2,165 万円の増額は、令和 2 年度の新型コロナ対策に充当した、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、決算に基づき差引額を返還するものです。

下段の自治振興推進事業費 1,349 万 5,000 円の減額の主なものは、次のページをお開きください。新型コロナウイルス感染症の影響で、各種行事が開催されなかったため、特色ある地域づくり事業助成金を 505 万 1,000 円、地域祭補助金を 604 万 6,000 円の減、また自治総合センターによるコミュニティ助成事業の不採択に伴い、助成金を 230 万円減額するものです。

65 ページをお開きください。

上段の都市計画総務管理費 81 万 2,000 円の増額は、昨年実施したアンケートの集計業務が想定より増えたため、増額をしております。

81 ページをお開きください。

元金償還 245 万 3,000 円の増額は、市債の借入れ内容により増額をするものです。

利子償還 966 万 7,000 円の減額は、借入れ利率の改定などによるものです。

以上で説明を終わります。

○金行委員長

以上で、要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員

37 ページ、定住促進事業費の 12 節委託料のところですね、事業型地域おこし協力隊業務委託料は、当初 2 人だったのを 1 名だったという説明だったんですけども、年度前に募集をしていたのは存じ上げてるんですけども、年度始まってから、追加の募集がなかったかと認識しています。このタイミングまでこの予算が残っていて募集を追加しなかったのはなぜでしょうか。

○金行委員長

答弁を求めます。

北森課長。

○北森地方創生推進課長

当初 2 人を予定していたところではあるんですけども、事業途中において再度募集というところについては、課内で検討した結果、再募集ということについてはこの度はさせていただいておりません。

理由としましては、現在、今年度については 2 名新たな新規の採用の方に来ていただいているんですけども、その方々に十分活動をしていただいでやっていく上で、追加の、さらに人数を増やすというところについては、今年度については考えていなかったというところです。

○金行委員長

ほかに質疑ございませんか。

石丸市長。

○石丸市長

少し整理を、補足をさせていただきます。

今の課長の説明は、要は検討に時間がかかったというふうにご理解いただければと思います。

1 人足りない状況で年度が始まってから時間が経過してたんですけども、その間もう 1 人どうしようかというのは検討し、でも、そもそもそうこうしてるうちに来年度の体制も含め検討している中で、ここまで引っ張ってしまったというところです。確かにもっと早くに決断すべきであったかもしれないんですが、現状実情としてはここまで時間がかかったという状態です。

○金行委員長

ほかに質疑ございますでしょうか。

熊高委員。

○熊高委員

39 ページの、先ほどの 10 の諸費の国庫支出金等返還経費というところがありますが、この仕組みをもう少し詳しく説明いただけないでしょうか。

○金行委員長

沖田係長。

○沖田財政係長

令和 2 年度のコロナ関係の交付金なんですけれども、まず概算払いで請求をしまして、

ある程度予算計上に基づいた概算払いを請求しています。

その後、最終的に決算に基づいて金額が確定したことに伴って、その後差額について返還するというものになります。

以上です。

○金行委員長

熊高委員。

○熊高委員

概算払いから精算という仕組みというのはある程度分かるんですけども、その見込みと違ったという理由が、大きなものがあるのか小さなものの積み重ねなのか、そういったことを含めてもう少し詳しく知らせていただけませんか。

○金行委員長

広瀬課長補佐。

○広瀬財政課課長補佐

この交付金は、補助金の制度が2種類ありまして、年度内に精算する補助金と、概算払いで事業が済んで繰り越しも含めて精算する補助金2種類あります。

このコロナの交付金については、翌年度の概算払いで精算的には翌年度ということになります。当初、執行見込みを勘案して、概算払いを請求したんですが、想定より繰越事業の方が多くなりまして、見た目はちょっと返すようになるんですが、その分は繰り越した事業で次の年度でもらうという形で、限度額を少なく損をしたということではございません。

想定より繰越事業が多かった理由ですが、商工関係の補助金とかの関係が、コロナの関係で事業ができなくなって繰り越したというのが大きい要因でございます。

○金行委員長

熊高委員。

○熊高委員

だいたい分かりましたが、最後の方でおっしゃった商工関係の事業の繰り越しということですが、大きなものとかで繰り越した内容というのが具体的に分かりますか。

○金行委員長

沖田係長。

○沖田財政係長

安芸高田の食べて・遊んで・泊まって応援券と、あと、お特に旅行券。このあたりが繰り越しの事業となっております。

以上です。

○金行委員長

熊高委員。

○熊高委員

はい。わかりました。

次に、65ページの都市計画総務管理費の先ほど説明があったマスタープランの業務。当初想定したより多かったという表現をされたんですが、アンケートが多かったのか、業務量が多くなったのか、両方なのかということも含めて、もう少し詳細について説明いただきたいと思えます。

○金行委員長

高下政策企画課長。

○高下政策企画課長

都市計画マスタープランの業務委託料 81 万 2,000 円が増えた理由ですけれども、当初市民アンケートを抽出した形で数百送ろうというふうな形で計画をしておりました。

ただ、今回市民の皆さんの情報というのが非常に重要なポイントになるなということで、全戸配布をすることに変更したということで、その分析の数が増えたということで委託料が増えました。

以上です。

○金行委員長

熊高委員。

○熊高委員

当初は全戸配布の予定じゃなかったということなんですか。

それはどういう理由でそういう判断をされたんですか。

○金行委員長

高下課長。

○高下政策企画課長

事業者の最初の提案の中で、通常この程度でこの人口規模であればよかろうというふうな話があったところで、そのように決めておりました。

以上です。

○金行委員長

熊高委員。

○熊高委員

その程度でよかろうという見込みをどの程度に見込んだのか、そして、全戸配布にしたという背景をどのように考えておられたか。

全戸配布というのは、私はその方がよかったというふうに結果的には思うんですけれども、その辺の取組の経緯をもう少しお知らせいただければと思います。

○金行委員長

石丸市長。

○石丸市長

まず、その業者から提案のあった数というのは、サンプリングという調査方法になります。

統計学上、母集団に対してどれぐらいのサンプルを集めれば、その母集団がどのような性質を持っているか測れるというのが科学的な方法としてあります。それを業者は出してきた。

なので、そのサンプリング、ちょっと具体的な数は後からもしあれば教えてもらいたいんですが、サンプリングだけで十分なデータはとれます。

ただ、それをあえて全戸にしたのは、ただただ、気持ちの問題です。

まあ一応精度は上がります。若干。国勢調査みたいなものなので。全員に聞けばその分精度は上がりますが、そこまでして精度を上げたかったというよりも、市民の皆さんにこういうものがあるんですよやっっていくんですよと、お知らせすると。その上で、皆さんの思いを教えてくださいというコミュニケーションが取りたかったという気持ちの面が、これを判断した大きな要因となっています。

○金行委員長

高下課長。

○高下政策企画課長

具体のサンプルの数字についてちょっと今すぐに出て参りませんが、300 から 400 の間であつたろうというふうに記憶しております。

○金行委員長

熊高委員。

○熊高委員

だいたい概略理解できたと思うんですが、300 から全戸配布にすることによって、この 81 万 2,000 円というのを増額したという理解してよろしいでしょうか。

それで、結果として全体にアンケートを求めてということですが、まずそこをちょっと聞いときましょう。

○金行委員長

高下課長。

○高下政策企画課長

今おっしゃったとおりです。

○金行委員長

ほかに質疑ございませんでしょうか。

南澤委員。

○南澤委員

41 ページの、自治振興に要する経費の 18 節ですね。

地域祭補助金について、当初予算で 711 万円ぐらい計上されてたかと思います。これが 600 万円あまり減額になったんですけれども、お祭り自体はほとんど行われなかったかなというふうに思うんですが、まず祭りが行われたかどうかということ、で、それでも 100 万円ぐらい使われてるので何に使ったのかということをお教えください。

○金行委員長

北森課長。

○北森地方創生推進課長

祭りの方ですけれども、各町に一つずつ大きなお祭りの方を例年でしたら行っておりますが、実際に実施をされたのが、向原町の 1 町のお祭りのみということになっておりまして、そちらの方は花火を上げて実施をされております。それにつきまして 1 件申請があったというところがございます。

以上です。

○金行委員長

ほかに質疑ございませんでしょうか。

(質疑なし)

○金行委員長

質疑なしと認め、これをもって企画振興部に係る質疑を終了いたします。

ここで、説明員交代及び換気のため、10 時 10 分まで休憩といたします。

10 : 00 休憩

10 : 10 再開

○金行委員長

休憩を閉じて再開いたします。

市民部に係る補正予算について要点の説明を求めます。

福井市民部長。

○福井市民部長

それでは、市民部に係る予算要点の説明をいたします。

41 ページをお開きください。

下段、賦課徴収費 41 万 3,000 円の減額の主なものにつきましては、不動産鑑定業務の件数の減少や、封入作業業務の入札執行に伴い委託料を減額するものです。

43 ページをお開きください。

上段、戸籍住基本台帳費 140 万 6,000 円の減額の主なものは、戸籍システム改修に伴う業務の一部が、国からの通知により、2 年度の作業に切り替わったことにより委託料を減額するものです。

続いて、マイナンバーカード交付事業 230 万 2,000 円減額の主なものは、新型コロナウイルス対応として、当初予定した土日を含む臨時受け付け時間の短縮や、予約制の導入などにより縮小したことによる人件費の減少になります。

なお、ハードの交付状況ですが、4 月当初の 27.5%から 1 月現在 37.4%となり、9 カ月で 10%弱増加しております。

49 ページをお開きください。

下段、人権推進事業 106 万 2,000 円減額の主なものは、人権対策協議会で予定していた研修会や講演会が、新型コロナウイルスの影響で中止したものになります。

続いて 51 ページです。

上段、人権福祉センター管理運営費、215 万 8,000 円減額の主なものは、新型コロナウイルスの影響で各人権福祉センターでの講演会をはじめとして、開催できなくなったイベント経費を減額するものです。

55 ページをお開きください。

中段、環境政策事業費 178 万 7,000 円の減額は、委託料の執行見込みによる減額です。

下段になります、塵芥処理事業費 4,019 万 4,000 円減額の主なものは、8 月豪雨による災害ごみ仮置き場の、廃棄物処理業務に関わる委託料の減額になります。

委託料は、4,000 万減額し補正後 1 億 855 万円を見込んでいます。

なお、処理内容につきましては、土砂、可燃物、木くず、ガラス、陶器、家電等多岐にわたり、処分先も 16 社にもおよんだところ です。

工事請負費の 450 万円の減額は、仮置き場で使用した現地の復旧見込みによるものです。

なお、工事内容につきましては、土中に埋まっているごみをすき取り、新たに土を入れる工事を見込んでおります。

また、負担金補助金及び交付金の家屋解体等撤去費用償還金につきましては、このあと建設部の方から説明させていただきます。

以上で説明を終わります。

○金行委員長

以上で、要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

熊高委員。

○熊高委員

55 ページの塵芥処理の確認なんですけれども、4,000 万の減額になったけれども、1 億 8,000 万近いものが云々とおっしゃった。ちょっとその辺の意味が不明ですでお聞きしたいと思います。

○金行委員長

若狭課長補佐。

○若狭環境生活課課長補佐

塵芥処理費についてですけれども、12 月の 9 次補正の段階で 6,600 万円、土砂の処分費ということで計上させていただいて可決していただいておりますが、実際にはその時は、管理型の最終処分場に土の質が悪くて、かなりの部分持ち込まなければならないということで、トン当たり 3 万 3,000 円という単価で計算していたところですが、委託先の業者さんの努力によって土のリサイクル土砂として処分していただけることになりました。

そのため、トン当たり 1 万 4,300 円という低コストな単価に収まったために、今回土砂の処分費がおよそ 3,700 万円、その他の処分費が 300 万円浮いて合計 4,000 万円の補正減となったということでございます。

以上です。

○金行委員長

熊高委員。

○熊高委員

分かりましたが、部長 1 億 8,000 万とかいう数字をおっしゃいませんでしたかね。それとの関連がちょっと不明なんですけれども。

○金行委員長

福井部長。

○福井市民部長

申し訳ございません。1 億 855 万円という金額です。言い間違いがありましたことにつきまして訂正いたします。

○金行委員長

熊高委員。

○熊高委員

数字が間違っているとは思わずに聞いたんですけれども。1 億 800 万にしても、それがどういう関係の数字だったのかというのは、ちょっと不明なんですけれども。

○金行委員長

若狭課長補佐。

○若狭環境生活課課長補佐

1 億 800 万円の内訳なんですけれども、主には廃棄物として搬入されたごみの処分代になります。

この処分代が 1 億 250 万円。この処分代というのが全壊半壊の家屋の撤去費用あるいは、床上床下の浸水のためにごみとして出された家財用品、あるいはごみの処分量すべてが 1 億 250 万。

その他のシルバーさんへの委託ですとか消耗品費、その他合わせて1億800万円という金額になります。

以上です。

○金行委員長

ほかに質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認め、これをもって市民部に係る質疑を終了いたします。

ここで、説明員交代のため、暫時休憩といたします。

10:18 休憩

10:20 再開

○金行委員長

休憩を閉じて再開いたします。

続いて、福祉保健部に係る補正予算について要点の説明を求めます。

大田福祉保健部長。

○大田福祉保健部長

おはようございます。

福祉保健部所管の一般会計補正予算について、要点の説明を申し上げます。

歳出ですが、47ページをお開きください。

説明欄、社会福祉総務管理費257万円の減額の主なものは、9月に追加補正を行いました災害援護資金の額が確定したことにより貸付金を減額するものでございます。

国民健康保険特別会計繰出金224万3,000円の増額は、国民健康保険税軽減等に係る保険基盤安定繰出金の増額に伴い、国民健康保険特別会計への繰出金を補正するものです。

障害者自立支援訓練等給付事業費160万円の減額は、ホームヘルプサービス利用の減により居宅支援費を減額し、報酬改定に伴い施設支援費を増額するものです。

49ページをお開きください。

障害者自立支援介護給付事業費53万9,000円の減額の主なものは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、障害者スポーツに関する行事を中止したことにより委託料及び補助金等を減額するものです。

障害者福祉事業費82万円の減額の主なものは、重度障害者外出支援サービス事業における、お太助タクシーチケットの利用の減によりタクシー事業者への委託料を減額するものです。

在宅福祉事業費133万5,000円の減額は、配食サービスの委託料及び敬老事業助成金の減額によるものです。

次に、老人保護措置費300万円の減額は、養護老人ホーム入所措置委託料の執行見込みを精査し減額するものです。

介護保険特別会計繰出金1,153万6,000円の減額は、介護保険給付費及び地域支援事業費の実績見込みに伴い、介護保険特別会計への繰出金を減額するものです。

後期高齢者医療事業費5,199万5,000円の減額は、広島県後期高齢者医療広域連合への療養給付費負担金の変更決定に伴い減額するものです。

続いて、後期高齢者医療特別会計繰出金412万5,000円の減額は、後期高齢者医療広域連合

への負担金変更に伴い繰出金を減額するものです。

51 ページをお開きください。

説明欄中段、公立保育所管理運営費 304 万 1,000 円の減額の主なものは、会計年度任用職員の保育士が採用予定を下回ったことにより、職員手当等を減額するもの及びふなさ保育園園庭内へのイノシシの侵入を防止するため、防護柵の設置工事費を増額するものです。

指定管理保育所委託費 68 万 2,000 円の増額は、国が急遽実施を決定いたしました保育士等処遇改善臨時特例事業に係る補助金を増額するものです。

私立保育園費 478 万 4,000 円の増額は、先ほどと同様に保育士等処遇改善臨時特例事業に係る補助金を計上し、市立保育園運営費の令和 2 年度分精算に伴う国庫、県費負担金の返還金を増額するものです。

児童扶養手当費 511 万 8,000 円の減額は、本年度の支給見込みの額により減額をするものです。

放課後児童クラブ運営費、103 万 4,000 円の増額は、配慮が必要な児童に対し、加配指導員を配置したことや、根野児童クラブにおいて夏休み中の支援クラスを増やしたことにより指導員の人件費が増加したものです。

また、新型コロナウイルスワクチン感染拡大防止のため、遊具等の殺菌庫を購入した際の入札残を減額するものです。

その他、保育士と同様に指導員へも国の処遇改善事業を実施するものです。

53 ページをお願いします。

子育て支援センター運営費 897 万 7,000 円の減額の主なものは、今年度雇用することができなかった家庭児童相談員の月額報酬を減額するもの、また母子生活支援施設入所委託料及び在宅育児世帯支援事業給付金、並びに母子家庭等対策総合支援事業費を事業見込みに基づきそれぞれ減額するものです。

児童手当給付事業費 2,591 万円の減額は、本年度の支給見込み額に基づき減額をするものです。

障害児福祉費 20 万円の増額は、障害児の通所サービスの利用実績に基づく通所措置委託料の減額及び障害児相談支援の利用者増により扶助費を増額するものです。

特別障害者手当費 189 万円の減額の主なものは、特別障害者手当、障害児福祉手当のいずれも受給者減になったことにより扶助費を減額するものです。

保健衛生総務管理費 101 万 8,000 円の減額は、広島県地域医療推進機構への負担金が確定したことに伴う減額です。

母子保健事業費 212 万 8,000 円の減額は、55 ページをお開きください。

会計年度任用職員の雇用の実績及び未熟児の療育医療費の実績に伴う減額です。

母子健康審査事業費 150 万円の減額は、妊産婦、乳児健診等の実績見込みに伴う減額です。

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費 57 万 2,000 円の増額は、5 歳から 11 歳のワクチン接種にかかる手数料や接種券印刷製本、封入業務委託料を増額するものです。

新型コロナウイルスワクチン接種事業費 56 万 5,000 円の増額は、同じく 3 月分の 5 歳から 11 歳へのワクチン接種委託料です。

診療所運営費 453 万 5,000 円の減額は、川根診療所の診療日を週 3 日から週 2 日に減じたことに伴い、医師派遣委託料及び医療用品費等を減額するものです。

以上で、要点の説明を終わります。

○金行委員長

以上で、要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認め、これをもって福祉保健部に係る質疑を終了いたします。

ここで、説明員交代のため、暫時休憩といたします。

10：29 休憩

10：30 再開

**(2) 議案第 16 号 令和 3 年度 安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)**

○金行委員長

休憩を閉じて再開いたします。

ここで、議案第 15 号の審査を一時休止し、福祉保健部に係る特別会計補正予算の審査を行います。

議案第 16 号「令和 3 年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)」の件を議題といたします。

要点の説明を求めます。

大田福祉保健部長。

○大田福祉保健部長

それでは、議案第 16 号、令和 3 年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算第 3 号について、要点の説明をします。

まず歳入ですが、10 ページ 11 ページをお開きください。

一般被保険者国民健康保険税 412 万 9,000 円の減額は、保険税軽減対象世帯の増加に伴う就労見込み額の減少によるものです。

保険給付費等交付金 45 万 5,000 円の増額は、本年度の療養給付費及び保健事業費の実績見込みに基づいた、県からの普通交付金並びに特別交付金の額の変更によるものです。

一般会計繰入金 224 万 3,000 円の増額は、保険税軽減対象者の増加に伴う保険基盤安定繰入金の増額によるものです。

財政調整基金繰入金 199 万 8,000 円の増額は、保険税減額に伴う事業費納付金の差額分について財源充当をするものです。

続いて歳出ですが、13 ページをお開きください。

説明欄上段から、一般管理費の増額は、給付事務処理に係る国保連合会への委託料の増額によるものです。

次に、一般被保険者療養費及び高額介護合算療養費、並びに葬祭費の増額は、いずれも今年度の給付見込み額を精査し補正するものです。

保健衛生普及費の減額は、コロナ感染拡大防止のため事業中止となった健康測定会等で使用予定の消耗品費の減額です。

その他、説明欄に財源組み替えとあるのは、保険基盤安定繰入金の増額に伴い財源を組み替えたものです。

以上で予定の説明を終わります。

○金行委員長

以上で、要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○金行委員長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し議案第 16 号の審査を終了いたします。

### (3) 議案第 17 号 令和 3 年度 安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)

○金行委員長

続いて、議案第 17 号「令和 3 年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)」の件を議題といたします。

要点の説明を求めます。

大田福祉保健部長。

○大田福祉保健部長

それでは、議案第 17 号、令和 3 年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号について、要点の説明をします。

まず、歳入ですが、10 ページ 11 ページをお開きください。

後期高齢者医療保険料 650 万 1,000 円の減額の内訳は、広島県後期高齢者医療広域連合が積算した保険料負担額の変更に伴い、特別徴収保険料及び普通徴収保険料を減額するものです。

保険基盤安定繰入金 412 万 5,000 円の減額は、同じく、広島県後期高齢者医療広域連合が積算した保険料軽減分に係る繰入金を減額するものです。

続いて歳出ですが、13 ページをお開きください。

説明欄、後期高齢者医療広域連合納付金 1,062 万 6,000 円の減額は、広域連合が積算した保険料と保険基盤安定負担金を納付金として納めるため、歳入で説明しました保険料の減額補正額 650 万 1,000 円に、保険基盤安定繰入金の減額補正額 412 万 5,000 円を加えた額を減額するものです。

以上で予定の説明を終わります。

○金行委員長

以上で、要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○金行委員長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し議案第 17 号の審査を終了いたします。

### (4) 議案第 18 号 令和 3 年度 安芸高田市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)

○金行委員長

続いて、議案第 18 号「令和 3 年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)」の件を議題といたします。

要点の説明を求めます。

大田福祉保健部長。

○大田福祉保健部長

それでは、議案第 18 号、令和 3 年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算第 3 号について、要点の説明をします。

まず歳入ですが、10、11 ページをお開きください。

国庫負担金、介護給付費負担金 1,350 万円の減額は、今年度の介護給付見込額を精査し、国庫負担金の法定割合分を補正するものです。

次に、国庫補助金 207 万 8,000 円の減額は、介護給付費に係る調整交付金と地域支援事業費に係る国庫補助対象分の減額、及び保険者機能強化推進交付金並びに介護保険者努力支援交付金の額を確定するものです。

支払基金交付金 2,629 万円の減額と、県支出金 1,667 万 1,000 円の減額は、今年度の介護給付費と地域支援事業費の執行見込みを精査し、それぞれ支払基金と県の負担割合に応じた額を補正するものです。

介護給付費準備基金繰入金 613 万 2,000 円の減額は、前年度決算による繰越金の一部を財源充当したことにより財源組み替えするものです。

同じく、一般会計繰入金 1,153 万 6,000 円の増額の主なものは、介護給付費及び地域支援事業費等の減額に伴う一般財源法定負担分の額の変更、及び低所得者に対する介護保険料軽減制度による軽減分の増額によるものです。

次に、歳出ですが、13 ページをお開きください。

説明欄、施設介護サービス費 9,000 万円の減額は、特別養護老人ホーム入所者数が当初見込みを下回ったことなどによる給付費の減額です。

続いて、一般介護予防事業費 737 万 3,000 円の減額は、新型コロナウイルス感染防止対策のため、介護予防教室の開催回数の減によるものです。

介護給付費準備基金積立金 2,114 万 3,000 円の増額は、介護給付見込額の変動に伴い基金への積み立てを行うものです。

その他、説明欄に財源組み替えとあるのは、国庫支出金の増額または繰越金の充当によって財源の一部を組み替えるものです。

以上で、要点の説明を終わります。

○金行委員長

以上で、要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

山本数博委員。

○山本数博委員

13 ページの保険給付費の施設介護サービス給付費が、入所見込みを下回ったためというのが説明にあったと思いますが、9,000 万円から減額ということになると、相当な見込み違いがあったのかなと思うんですけども、何か大きな要因でもあったのでしょうか。

○金行委員長

井上保険医療課長。

○井上保険医療課長

ただいまのご質疑にお答えいたします。

当初、今年度より増床となった、特別養護老人ホームの入所者数を見込んでおりました。

それが、実際には職員の充足不足というところもあって、満床になってないというところが大きな要因であるというふうに思われます。

以上です。

○金行委員長

ほかに質疑ございませんでしょうか。

(質疑なし)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、議案第 18 号の審査を終了いたします。

以上で、福祉保健部に係る特別会計補正予算の審査を終了します。

ここで、説明員の交代のため、暫時休憩といたします。

10：41 休憩

10：42 再開

### (1) 議案第 15 号 令和 3 年度 安芸高田市一般会計補正予算 (第 13 号)

○金行委員長

休憩を閉じて再開いたします。

これより、議案第 15 号「令和 3 年度安芸高田市一般会計補正予算 (第 13 号)」の審査を再開いたします。

産業振興部に係る補正予算について、要点の説明を求めます。

重永産業振興部長。

○重永産業振興部長。

産業振興部が担当する令和 3 年度補正予算 13 号の要点です。

41 ページ上段、外郭団体等運営指導事業費 106 万円の減額は、主に土師ダム記念公園駐車場整備工事請負費確定による 100 万円の減額。

57 ページ中段、有害鳥獣対策事業費 856 万円の減額は、主に有害鳥獣死骸処理業務委託料事業費精査による 340 万円の減額と、有害鳥獣捕獲委託料事業費精査による 140 万円の減額と、有害鳥獣捕獲対策協議会補助金事業費精査による 220 万 8,000 円の減額及び、有害鳥獣対策補助金事業費精査による 150 万円の減額。

59 ページ上段、担い手育成事業費 167 万 3,000 円の減額は、新規就農総合支援事業費補助金事業費精査による 167 万 3,000 円の減額。

その下、生産条件整備事業費 156 万 1,000 円の減額は、野菜生産振興対策補助金事業費確定による 156 万 1,000 円の減額。

その下、畜産振興事業費 1,404 万 5,000 円の減額は、主に畜産クラスター事業費補助金事業費精査による 1,376 万 5,000 円の減額。高宮町鍋石地区大型野菜団地堆肥舎整備補助金確定見込みによります。

同じページ中段、ひろしまの森づくり事業費 140 万 2,000 円の減額は、森林整備補助金事業費精査による 140 万 2,000 円の減額。

その下、造林事業費 103 万 8,000 円の減額は、市有林間伐委託料事業費精査による 103 万 8,000 円の減額。

同じページ下段、小規模崩壊地復旧事業費 1,838 万円の減額は、61 ページ上段、主に調査設計委託料 300 万円の減額及び工事請負費 1,500 万円の減額。復旧事業進捗を精査し、令和 3 年度予算から減額。令和 4 年度予算において業務委託、復旧工事を執行します。

同じページ上段、商工業振興事業費 1 億 800 万円の減額は、補助費 1 億 800 万円の減額。新

型コロナウイルス感染症拡大による営業自粛等、影響を受けた事業者に対して給付した事業継続応援給付金確定見込みによります。

その下、商工業振興施設管理運営費 140 万円の増額は、主に工事請負費 130 万円の増額。高宮町商工業振興施設パストラル店舗入口扉修繕工事請負費です。

その下、企業立地推進事業費 1,370 万円の減額は、報償金 1,500 万円の減額。企業立地奨励金確定見込みによります。

工事請負費 130 万円の増額は、高宮工業団地用水施設維持修繕工事請負費です。

その下、観光振興事業費 370 万 5,000 円の減額は、主にひろしま安芸高田大都市プロモーション事業補助金事業費精査による 280 万円の減額。

79 ページ上段、農地災害復旧費 3 億 9,019 万円の減額は、主に工事請負費 3 億 9,000 万の減額。復旧事業進捗を精査し、令和 3 年度予算から減額。令和 4 年度予算において復旧工事を執行します。

その下、農業用施設災害復旧費 4 億 1,367 万 8,000 円の減額は、主に調査設計委託料 5,200 万円の減額及び工事請負費 3 億 6,150 万円の減額。復旧事業進捗を精査し、令和 3 年度予算から減額。令和 4 年度予算において業務委託、復旧工事を執行します。

その下、林業施設災害復旧費 9,345 万円の減額は、主に調査設計委託料 693 万 3,000 円の減額及び工事請負費 8,651 万 7,000 円の減額。復旧事業進捗を精査し、令和 3 年度予算から減額。令和 4 年度予算において業務委託、復旧工事を執行します。

以上、産業振興部が担当する令和 3 年度補正予算第 13 号の要点です。

○金行委員長

以上で、要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

田邊委員。

○田邊委員

61 ページの、商工振興事業費の事業継続応援給付金、額が非常に大きいと思うんですけども、これはいわゆる申請が少なかったということなんですか。対象となる事業者が少なかったということなんですか。

○金行委員長

松田課長。

○松田商工観光課長

商工振興事業費の方で、事業継続応援金ということで 1 億 800 万円の減額をさせていただくということですが、ちょっと重複にはなるかもわかりませんが、この減額は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によって、売上、事業収入がコロナ禍以前の対象月と比較し、20%以上減少している事業者に対して、上限 20 万円を給付する事業でございました。

今回、当初 650 社を予定しておりましたが、173 社の給付にとどまりまして、その関係で 1 億 800 万円を減額するものでございます。

この要因としては、多くの事業者が 20%以上の売り上げ減少に至っていなかったことが考えられます。

前年の事業継続応援金と比較すれば、業種別で言えば、運送業者の申請が 85%の減少。建設業では 91%の申請減少。小売業、製造業につきましては 75%の申請が減少しておったというような状況からこのような結果になっておるところでございます。

以上でございます。

○金行委員長

ほかに質疑ございませんか。

山本数博委員。

○山本数博委員

2、3 質問したいんですが、まず1点。

今の、田邊委員の質問の回答の中で、利用対象になるものが少なかったという報告があったんですけども、町中で聞きまして、わしらは申請しても対象にならないのじゃという諦めとる内容の意見が、小さな商店主から聞かれるんですね。

これは国が定めた基準なんで、1つじゃどうしようもないところがあるんかもしれんですが、そこら辺が、町としても窮状、そういう対象にならない中小業者があるんだというところから、国への制度の改正で言うとか、そういう要望を年度途中でされたのかどうか。

そういうところがちょっと町中に散見されるんで、ちょっとそこのとこ聞いてみたいんですけども。

○金行委員長

松田課長。

○松田商工観光課長

今の質疑のほうですが、今回対象にしとるのが20%ということにしておりました。

前回の事業継続応援金の方につきましては30%の売上減少ということで、要件の方も今回緩和をしております。

そういったところにつきまして、この緩和をもっともっと下げるということもできるかわかりませんが、その分下げることによって予算額もかなり増えてくることが見込まれましたので、要件の方を30%から20%に緩和してからの今回の事業の執行になっておるところでございます。

こういったところの取り組みについても、県、国等々のいろいろな事業が出ております。そういったところと調整をしながらやっておるところでございました。

以上でございます。

○金行委員長

山本数博委員。

○山本数博委員

今説明聞いたんですが、もしかしたら、利用者の方が、初めから諦めとるようなところもあるんじゃないか思うんですね。

このコロナはどう見ても、1、2日の間に収束するとは考えられませんし、今度第7波、第8波と来る可能性もあると思うんですね。

そのために、そういった商店主なんか同じような収入減に伴うような思いをされるんじゃないかと思うんですね。

そういう意味では、ここの30%を20%に下げたというところはハードルを低くされたんですけども、あまりにも利用者が少ないと。その辺の分析をして、次に備えるような考えはありますか。

○金行委員長

石丸市長。

○石丸市長

ではこの際お聞きしてみるんですが、その対象にならないと言われてた方は、なぜならないとおっしゃったんでしょうか。

○金行委員長

山本数博委員。

○山本数博委員

小さなお好み焼きの店主なんです。そういうのがたくさん市内にあるんですけども、私が行きよるのは2、3店ぐらい行きよるんですが。数字の上は知りませんよ。でも、そういうものを言うても対象にならんのだということを、その店主が言われるもんですから、散髪屋さんとかですね。

数字の上を知らんというのは、その店がどんだけの売上をしとるか知らないということ。そういうような現実があるんで今質問したんですが。

○金行委員長

石丸市長。

○石丸市長

であれば是非とも売り上げの金額は必要ありませんので、どれぐらい落ち込んでいるか参考までに数値を拾っていただければと思います。

今申し上げた通り、要件は緩和をしています。その事実はご存知なかったのかもしれませんが、ぜひこの際にしっかりとご認識をいただいた上で、市民の方から声を伺う機会があるのであれば、その際に要件は緩和されてると。対象にならないと言われてるのであれば、一体どのような売り上げの状況なのか。15%なのか、10%減なのか、5%減で済んでるのか。それが今この場で教えていただければ幾らか参考になると思います。なつたと思います。

○金行委員長

山本数博委員。

○山本数博委員

市長に言うときますが、執行するのはあなたら…市長らの方が執行される。その執行の結果を今聞かせてもらって、そういう要素があるんじゃないかということを質問したんで。調べるのは執行部だと思いますが。いかがですか。

○金行委員長

石丸市長。

○石丸市長

執行部はもちろん我々です。一方で議員は、市民の代表ではないんでしょうか。市民の代弁者ではないんでしょうか。市民の声があったというのであれば、それがどのような声であったかを伝える、それが議会という場だと認識をしています。

○金行委員長

山本数博委員。

○山本数博委員

市民の声を聞いたけえ質問したんであって、その精査については執行部がやるべきだというふうに思います。以上です。

もうあと2、3質問したいんですが、59ページ一番下段にありますけれども、小規模崩壊地復旧事業費。これは、今年度は減額をして来年度に回すというふうに言われました。

次に、79 ページ、各種災害復旧が上がっておりますが、令和 3 年度を減額して令和 4 年度に実施するというふうに言われました。

この 3 年度に実施できなかったというのは理由があると思うんですね。対応する職員の数が少なかったのか。それとも何が原因でできなかったのかそれをお聞かせください。

○金行委員長

森田課長。

○森田農林水産課長

令和 3 年の 8 月豪雨災害の減額でございますけれども、農業災害、農業用施設災害につきましては、まず最初に査定の設計書を作る必要がございます。査定の設計書を作って査定を受け終わったのが 12 月の終わりでございます。

今回、激甚災害に指定されましたのでその補助金の増高申請を 1 月に行う必要がございます。

1 月に増高申請を行って補助率が決定いたしましたけれども、そのあと実施設計を組む必要がございます。実施設計を組むには、コンサルさんをお願いするのでございますが、今回コンサルさん 6 社お願いしておりますけれども、通常のすべての業務を停止して本市の災害査定にご協力をいただいております。今は通常の業務といいますか、抱えていらっしゃった業務をやっておられる。それが年度末までかかるということなので、実施設計自体を新年度に組むようになります。

ですから、来年度以降というふうに今回減額をさせていただきました。

以上でございます。

○金行委員長

山本数博委員。

○山本数博委員

今の説明は、こういうふうに解釈させてもらっていいかちょっと確認しますが、まず人数は足らなかったということじゃなくて時間が無かったと。順番をやっていくのにですね。そういうふうに確認してもよろしいですか。

○金行委員長

森田課長。

○森田農林水産課長

職員の数でございますけれども他部署からの応援もいただいて、何とかやってこれましたので、それは原因ではございません。

市内にコンサルさんがいらっしゃり、コンサルさんもいろいろ仕事を抱えていらっしゃること、なかなか受注をいただけなかったということが原因でございます。

以上でございます。

○金行委員長

ほかに質疑はございませんか。

南澤委員。

○南澤委員

今のご説明は、激甚災害の指定に関することかと思えます。小災いわゆる小規模の災害についても 21 ページの予算書の方ですね、13 款分担金負担金ですか、災害復旧費分担金のところで、減額 6,483 万 2,000 円となっておりますがここの関連、これは小災の減額ということ

合ってますでしょうか。

○金行委員長

森田課長。

○森田農林水産課長

21 ページ、減額につきましては、これは当然農業災害については所有者の方の負担金が必要になります。今回減額させてもらう額は、激甚災害ではない部分の通常の負担金の割合でのものでございます。

今回、激甚災害ということで98から99ぐらいの補助金になりますので、一旦この分担金の歳入に落とさせていただいて、新たに新年度の方で上げさせていただくようにしております。

以上でございます。

○金行委員長

南澤委員。

○南澤委員

ということは、小災について今年度中というふうなことが前提だったかと思うんですけれども、来年度についても実施がされるということですか。

○金行委員長

森田課長。

○森田農林水産課長

この分担金は、国庫補助対象の部分でございます。ですから今回激甚災害対象になったので、額が変更になるということで今回落とさせていただいております。

小災につきましては、単市補助でございますので、6 ページの方に繰越明許費補正というところで、農業施設維持管理費として7,000万円補正をさせていただいておりますけれども、これが繰り越しということで来年度も1年間対応させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○金行委員長

ほかに質疑はありませんか。

山本数博委員

○山本数博委員

61 ページの企業立地推進事業費の減額なんですけど、企業立地の精査によるということなんですけど、この1年間どのような企業立地に関する活動がされたのか。その結果が予算まで到達できなかったという減額になったのか。それを経緯、経過を含めて説明をいただきたいと思っております。

○金行委員長

松田課長

○松田商工観光課長

ただいまの質疑の方でございます。企業立地奨励金で1,500万円の減額ということで、この企業立地の奨励金の方といたしましては、もうこれまで入っておられる企業様、その固定資産に係る固定資産税相当額を3年間限度額各年度1,500万円支援する事業です。

今回、当初1,500万円予定しておりましたが、企業の整備の投資が少なかったことから、要

するに固定資産がそこまでかからないというところで、奨励金の額が減少したということで1,500万円の減額をしておるところでございます。

以上です。

○金行委員長

山本数博委員

○山本数博委員

この制度は、企業誘致をするための制度だったように記憶しているんですが、企業が来たのを対象にするだけの制度なのか、それとも企業を呼び込むための制度なのか、そのところを教えてください。

○金行委員長

松田課長。

○松田商工観光課長

企業の、当然誘致もそうですし、残っていただくような取り組みについても併せてこの企業立地奨励金というところでやっているところがございます。

○金行委員長

山本数博委員。

○山本数博委員

先ほどの執行の説明で、来た企業が固定資産税の投資が少なかったので減額になったという説明だったと思いますが、誘致の方をしたにもかかわらず企業が来なかったというような説明がなかったように思うんですね。

じゃあ、今年度は企業誘致の活動はされてないんだということになるんですが、その辺はどうなるのでしょうか。

○金行委員長

小野課長補佐。

○小野商工観光課課長補佐

企業誘致自体は、本件、1件ほど取り組ませていただいております。今回予算の方に至らなかったのは、実際にはこちらの方に工場を建てられたんですけれども、その工場の物件が取得価格が非常に安く済んで、かつ固定資産税がかからない物件であったため当初1,500万円ほどのマックスいくと上限いっぱいまで、こちらの方は用意をさせていただいてたんですが、実際には固定資産税で計算しますのでこちらの方に至らなかったという内容になります。

また企業誘致に関しましては、製造業の企業誘致とそれからサテライトオフィスなどの企業誘致なども取り組んでおりまして、全く一切やっていないということではございません。

以上です。

○金行委員長

山本数博委員。

○山本数博委員

今の説明を聞かせてもらったなら、企業誘致は一生懸命やったが1社になって、その1社も来ていただいたんですがこの奨励金の対象にならなかったと、このように理解してもよろしいですか。

○金行委員長

松田課長

○松田商工観光課長

そうです。そのとおりでございます。

○金行委員長

ほかに質疑ございませんでしょうか。

熊高委員。

○熊高委員

79 ページの農地災害、農業用施設災害と、災害関連の事業で減額になって、結果としては年度繰り越しをしたという内容ですが、農地等もございますが復旧見込みがどの程度に伸びるのかというのが現状でわかれば知らせていただきたいと思えます。

○金行委員長

森田課長。

○森田農林水産課長

今回の災害で国庫補助対象のものが 149 件ございます。その中で農地が 107 件、農業用施設が 42 件ございますけれども、例えば、河川に接続している農地でしたら県がやりますけれども、その日程によって左右されますし、業者さんの方も手一杯というところで、実施設計を来年度 4 月以降行っていきますけれども、でき次第入札発注をかけていきたいというふうに考えておりますけれども、はっきりといつごろまでと言うのはなかなか見通しが立ってはおおりません。ですが早期の復旧に向けて業者さん等々にもお願いをしながら、早めの復旧に取り組んで参りたいというふうに考えております。

以上でございます。

○金行委員長

熊高委員。

○熊高委員

厳しい環境の中で取り組んでおられるという実態は理解をしておりますが、農地ということですので、作付けとかそういった関連も当然考えていく必要があるでしょうし、今おっしゃったように工事というのは時期も関係してくる、河川との関係等も含めてありますのでわりと理解できますが、少なくとも令和 4 年度中にはできる見込みなのか、いやそれ以上延びる可能性もある事業もあるという見込みなんではないでしょうか。

○金行委員長

森田課長。

○森田農林水産課長

この 149 件の被災した農地、農業用施設が、すべて令和 4 年度で完了するとは考えておりません。

4 年度中に全てを発注したいとは思っておりますけれども、業者さんの方も手いっぱいの部分も、公共工事とかもありますので手いっぴい部分もありますし、なかなか令和 4 年度というのは難しいというふうに認識をしております。

以上でございます。

○金行委員長

ほかに質疑ございますでしょうか。

(質疑なし)

○金行委員長

質疑なしと認め、これをもって産業振興部に関わる質疑を終了いたします。

次に、農業委員会事務局に係る補正予算について、要点の説明を求めます。

佐々木農業委員会事務局長。

○佐々木農業委員会事務局長

それでは要点の説明をいたします。

57 ページをお開きください。

説明欄の中段、農業委員会の運営に要する経費 13 万 2,000 円の減額は、令和 3 年 11 月末で農業委員 1 名が辞任されたのに伴い報酬を減額するものです。

以上で説明を終わります。

○金行委員長

以上で、要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

熊高委員。

○熊高委員

農業委員が 1 名退任されたというふうに聞いたんですが、この影響というのはいないのでしょうか。

○金行委員長

佐々木局長。

○佐々木農業委員会事務局長

今現在 11 名の農業委員さんで 1 名減ということで、11 名の委員さんでそこら辺は補いながら何とか運営はして行っておりまして今のところ問題はございません。

以上です。

○熊高委員

地域の実情とかそういったものも含めて、農業委員の皆さんというのは、熟知をした、皆さんがやれるということも含めてですね、これまでと少し農業協力員だったですか、農業委員の元にある。そこらは問題なく動いて、そこらを連携しながらやるから問題ないということではないのでしょうか。

○金行委員長

佐々木事務局長。

○佐々木農業委員会事務局長

今申された通り、最適化推進委員さんがいらっしゃいますので、そちらと農業委員さんとも連携しながら農業委員会の事務を行っていただいておりますので問題はございません。

○金行委員長

ほかに質疑ありませんか。

(質疑なし)

○金行委員長

質疑なしと認め、これをもって産業振興部及び農業委員会事務局に係る質疑を終了いたします。

説明員入れ替えのため、また換気のため、11 時 30 分まで休憩といたします。

11 : 16 休憩

11:30 再開

○金行委員長

休憩を閉じて再開いたします。

続いて、建設部に係る一般会計補正予算について、要点の説明を求めます。

小野建設部長。

○小野建設部長

それでは要点の説明をします。

37 ページをお願いします。

説明欄中段、JR 線対策事業費修繕料 11 万円の増額は、向原駅の汚水枘修繕に係る増額です。

その下、市営駐車場管理事業費 14 万 9,000 円の減額は、吉田口駐車場区画線を簡易修繕としたものによる減額です。

55 ページをお開きください。

説明欄中段の、浄化槽整備事業特別会計繰出金 89 万円の減額と、その下、コミュニティ・プラント整備事業特別会計繰出金 30 万円の増額は、特別会計の補正によるものでございます。

説明欄下段の、塵芥処理事業費 18 節負担金補助及び交付金 550 万円の増額は、57 ページをお願いします。相談件数が 2 件増えたことによる被災家屋等の自費撤去費用の費用償還額を増額するものでございます。

その下、清流園管理運営事業費 276 万円の減額のうち主なものは、需用費の消耗品費における薬品等使用料の精算によるものです。

中段の、農業集落排水事業特別会計繰出金 35 万 7,000 円の増額は、特別会計の補正によるものです。

61 ページをお願いします。

説明欄下段の、土木総務管理費の委託料 550 万円の増額は、68 ページをお願いします。大規模盛土造成地第 2 次スクリーニング計画策定業務に要する費用で、広島県が抽出した 14 箇所の大規模造成盛土について調査計画を策定するものでございます。

その下、地域高規格道路対策費 100 万円の減額は、市が実施する付帯工事の要望がなかったため減額をするものでございます。

その下、市道道路維持費 5,000 万円の増額は、今年度の雪の状況を見込んで除雪委託料を増額するものでございます。

その下、県委託県道道路維持費 3,000 万円の増額は、県道路線維持委託料のうち、市道と同様に除雪委託料を 3,000 万円増額するものでございます。

その下、市道改良事業費 2,420 万円の減額は、単独事業の起債借入限度額が 2,420 万円減額と確定したことによりまして起債により対応していた委託料、工事請負費の単独事業及び補償費をそれぞれ減額するものです。併せて、国庫補助事業で対応しておりました役務費、委託料、公有財産購入費を工事請負費の国庫補助へ 2,000 万円組み替えを行うものです。

その下、県営事業負担事業費 850 万円の減額は、広島県が実施をする事業費の確定による減額でございます。

65 ページをお願いします。

説明欄上段の、河川改良事業費の委託料 50 万円の減額は、災害復旧事業費の測量設計業務を

優先したことにより、実施を見送ったため減額するものです。

その下、下水道事業特別会計事業費の1,770万円の増額は、下水道事業会計の補正によるものです。

その下中段の、市有宅管理費の委託料60万円の減額は、ガス風呂保守点検の精算見込みによるものでございます。

その下、住宅建設費の4,693万9,000円の減額の主なものとして、需用費修繕料の3,414万7,000円の減額は、災害救助法による住宅応急修理事業の精算見込みによる減額、委託料345万1,000円の減額は、公営住宅等長寿命化計画の見直し等、業務の精算による減額でございます。

負担金補助及び交付金の932万9,000円の減額の主なものとして、優良住宅団地開発支援事業補助金や空き家改修補助金等に関する各種補助金の実績精算による減額でございます。

79ページをお開きください。

説明欄下段、土木施設災害復旧費6億6,755万9,000円の減額は、本年度の国庫補助対象事業の工事の査定において工事費が確定したことにより4億3,755万9,000円の減額。

また、起債事業により工事費2億3,000万円を令和4年度に振り替えて併せて6億6,755万9,000円の減額を行うものでございます。

以上で建設部の補正予算の説明を終わります。

○金行委員長

以上で、要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○金行委員長

質疑なしと認め、これをもって建設部に係る一般会計補正予算の質疑を終了いたします。

ここで、説明員退席のため、暫時休憩といたします。

11:36 休憩

11:37 再開

#### **(5) 議案第19号 令和3年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)**

○金行委員長

休憩を閉じて再開します。

ここで、議案第15号の審査を一時休止し、建設部に係る特別会計補正予算の審査に入ります。

議案第19号「令和3年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)」の件を議題といたします。

要点の説明を求めます。

小野建設部長。

○小野建設部長

それでは要点の説明をいたします。

13ページをお開きください。

説明欄上段、加入者分担金90万円の減額は精算によるものでございます。

農業集落排水事業県補助金 31 万 5,000 円の減額は、事業の精算見込みによるものでございます。

一般会計繰入金 35 万 7,000 円の増額は、歳入及び歳出の補正に伴うものです。

雑入 70 万 8,000 円の増額は、災害査定確定に伴い建物総合損害共済見込み額を計上するものでございます。

下水道債 30 万円の減額は、災害復旧事業の精算見込みによるものでございます。

15 ページをお開きください。

歳出です。

説明欄上段、施設管理費 200 万円の減額は、役務費、手数料の汚泥処理費等の精算によるものでございます。

説明欄中段、施設建設費 146 万 6,000 円の増額は、今年度策定した農業集落排水機能強化工事二期分の計画概要書にマンホールポンプの施設を追加したことにより委託料を増額するものでございます。

説明欄下段、農業集落排水施設災害復旧費 8 万 4,000 円の増額は、事業の精算見込みによるものでございます。

4 ページにお戻りください。

第 2 表繰越明許費です。

農業集落排水施設災害復旧事業の限度額を、災害復旧実施設計額の 727 万 8,000 円と定めるものでございます。

5 ページをご覧ください。

第 3 表債務負担行為です。

令和 3 年度において次年度以降の債務負担を行う事項について、それぞれ事業費の限度額を定めるものです。

6 ページをお開きください。

第 4 表地方債補正です。

農業集落排水事業の起債の借入限度額を、国司クリーンセンターの災害復旧事業費の一部が保険対応となったため規定の 7,730 万円から 7,700 万円に変更するものでございます。

以上で説明を終わります。

○金行委員長

以上で、要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○金行委員長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、議案第 19 号の審査を終了いたします。

## (6) 議案第 20 号 令和 3 年度 安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算 (第 4 号)

○金行委員長

続いて、議案第 20 号「令和 3 年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算 (第 4 号)」の件を議題といたします。

要点の説明を求めます。

○金行委員長

小野建設部長。

○小野建設部長

それでは要点の説明をします。

11 ページをお開きください。

歳入です。

説明欄上段、加入者分担金 242 万円の減額は精算によるものでございます。

一般会計繰入金 89 万円の減額は、歳入及び歳出の補正に伴うものです。

浄化槽整備事業債 750 万円の減額は、事業の精算見込みによるものでございます。

13 ページをお開きください。

歳出です。

説明欄の上段、施設管理費 254 万 6,000 円の増額は、浄化槽の修繕及び保守点検並びに清掃委託料の精算の見込みによるものでございます。

説明欄の中段、施設建設費 1,335 万 6,000 円の減額は、公共浄化槽の設置個数の精算見込みによるものでございます。

4 ページにお戻りください。

第 2 表債務負担行為です。

令和 3 年度において、次年度以降の債務担当の事項についてそれぞれ事業費の限度額を定めたものでござい。

5 ページをご覧ください。

地方債補正です。

浄化槽整備事業の起債の借入限度額を、浄化槽の設置個数が減少したことにより既定の 2,240 万円から 1,490 万円に変更するものです。

以上で説明を終わります。

○金行委員長

以上で、要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

南澤委員。

○南澤委員

13 ページ、浄化槽施設建設費なんですけれども工事請負費の減額ですが、計画数に対して実績が幾つだったのかというのを教えてください。

○金行委員長

佐々木上下水道課特命担当課長。

○佐々木上下水道課特命担当課長

今年度の整備目標は 80 基でございました。その 80 基の中で計画しておりましたけれども、最終的には 70 基整備することができました。

以上です。

○金行委員長

ほかに質疑はございますでしょうか。

(質疑なし)

○金行委員長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、議案第 20 号の審査を終了いたします。

**(7) 議案第 21 号 令和 3 年度 安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算 (第**

**1 号)**

○金行委員長

続いて、議案第 21 号「令和 3 年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算 (第 1 号)」の件を議題といたします。

要点の説明を求めます。

小野建設部長。

○小野建設部長

それでは要点の説明をいたします。

11 ページをお開きください。

歳入です。

説明欄上段、加入者分担金 30 万円の減額は精算によるものでございます。

一般会計繰入金 30 万円の増額は、歳入及び歳出の補正に伴うものです。

繰越金 3 万 6,000 円の増額は、令和 2 年度決算による余剰金です。

13 ページをお開きください。

歳出です。

説明欄上段、繰出金 3 万 6,000 円の増額は、令和 2 年度決算による余剰金を一般会計へ繰り出すものです。

4 ページにお戻りください。

第 2 表債務負担行為です。

令和 3 年度において、次年度以降債務を行う事項についてそれぞれ事業費の限度額を定めるものです。

以上で説明を終わります。

○金行委員長

以上で、要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○金行委員長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、議案第 21 号の審査を終了いたします。

**(8) 議案第 22 号 令和 3 年度 安芸高田市下水道事業会計補正予算 (第 4 号)**

○金行委員長

続いて、議案第 22 号「令和 3 年度安芸高田市下水道事業会計補正予算 (第 4 号)」の件を議題といたします。

要点の説明を求めます。

小野建設部長。

○小野建設部長

それでは要点の説明をします。

10 ページをお開きください。

収益的収入及び支出の収入です。

営業外収益の他会計補助金補正予定額 391 万円の減額は、事業の精算によるものです。

長期前受金戻入 2,156 万 7,000 円の増額は、前年度取得した固定資産登録額の確定により増額するものです。

消費税還付金 396 万 1,000 円の減額は、課税支出の減額により消費税還付金を減額するものです。

また、過年度損益修正益及び支出の下段過年度損益修正損は、昨年度までの固定資産登録に修正が必要となった資産を移動したことによる増額です。

続きまして、支出ですが、主なものとして第 10 節委託料 391 万円の減額は、下水道耐水化計画策定業務の精算見込みによるものでございます。

1 節有形固定資産減価償却費 3,633 万 9,000 円の増額は、前年度取得した固定資産登録額の確定により増額をするものでございます。

次に 11 ページをご覧ください。

資本的収入及び支出の収入です。

加入者分担金 50 万円の減額は、精算見込みによるものでございます。

補助金は、国庫補助金並びに他会計補助金 2,531 万円を増額し、支出については委託料 1,131 万円を増額し甲田浄化センターの耐震診断業務を行うものでございます。

以上で要点の説明を終わります。

○金行委員長

要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○金行委員長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、議案第 22 号の審査を終了いたします。

## (9) 議案第 23 号 令和 3 年度 安芸高田市水道事業会計補正予算 (第 3 号)

○金行委員長

続いて、議案第 23 号「令和 3 年度安芸高田市水道事業会計補正予算 (第 3 号)」の件を議題といたします。

要点の説明を求めます。

小野公営企業部長。

○小野公営企業部長

それでは要点の説明をします。

10 ページをお開きください。

収益的収入及び支出の収入です。

営業外収益の長期前受金戻入補正予定額 74 万 7,000 円の減額は、前年度取得した固定資産登録額の確定により減額をするものです。

消費税還付金 347 万 8,000 円の増額は、課税支出金の増額に伴うものです。

また、過年度損益修正益及び 11 ページ下段の過年度損益修正損は、昨年度までの固定資産登録に修正が必要となった資産を移動したことによるものです。

続きまして、支出ですが、主なものとして原水及び浄水費 3 節動力費 305 万円の増額は、使

用電力量の増額によるものでございます。

6 節委託料 1,200 万円の減額は、委託業務の精算見込みによるものでございます。

配水及び給水費 7 節委託料 550 万円の増額は、配水管漏水修繕工事などの増加によるものでございます。

総係費 12 節委託料 250 万円、15 節負担金 418 万 8,000 円の減額は精算によるものでございます。

11 ページをご覧ください。

減価償却費 1 節有形固定資産減価償却費 340 万 8,000 円の減額は、前年度取得した固定資産登録額の確定により減額をするものです。

次に 12 ページをお開きください。

資本的収入及び支出の収入、加入者分担金 105 万円の減額は、精算見込みによるものでございます。及び支出の企業債償還金 86 万 5,000 円の減額は、償還額の確定によるものでございます。

以上要点の説明を終わります。

○金行委員長

以上で、要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○金行委員長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、議案第 23 号の審査を終了いたします。

以上で、建設部に係る特別会計補正予算の審査を終了いたします。

ここで、説明員交代のため、暫時休憩といたします。

11:51 休憩

11:52 再開

## (1) 議案第 15 号 令和 3 年度 安芸高田市一般会計補正予算 (第 13 号)

○金行委員長

休憩を閉じて再開いたします。

これより、議案第 15 号「令和 3 年度安芸高田市一般会計補正予算 (第 13 号)」の審査を再開いたします。

教育委員会事務局に係る補正予算について、要点の説明を求めます。

宮本教育次長。

○宮本教育次長

それでは要点の説明をいたします。

補正予算書の 69 ページをお開きください。

説明欄の中段、教育委員会費 47 万 8,000 円の減額の主なものは、教育委員の報酬の見込みの減少による減額です。

事務局総務管理費 22 万 6,000 円の減額は、旅費の見込み減少による減額です。

情報教育推進基盤整備事業費 240 万 9,000 円の減額の主なものは、電子黒板機器等のリース料の入札残及びシステム業務委託料の入札残による減額です。

続いて、教育総務管理費 80 万円の減額は、執行残による減額です。

71 ページをお開きください。

説明欄上段の、就学援助費 560 万円の減額の主なものは、子育てのための施設等利用給付金、いわゆる保育の無償化に伴う保育料及び預かり保育料 170 万円の減額や、児童生徒援助費 320 万円は、執行見込みの減少による減額です。

続いて、学校支援体制整備事業費 167 万 4,000 円の減額の主なものは、会計年度任用職員報酬の執行見込みの減少による減額及び新型コロナウイルス感染症予防対策による研修会が実施できなかったための執行残の減額です。

説明欄の下段、小学校管理費 270 万円の減額は、各小学校の電気代の執行見込みによる減額です。

73 ページをお開きください。

説明欄の中段、中学校施設整備等管理整備業務費 133 万 9,000 円の減額の主なものは、中学校トイレ改修実施設計業務及び工事の入札残によるものです。

続きまして、説明欄の下段、学校教育一般管理に要する経費 84 万 6,000 円の減額の主なものは、会計年度任用職員報酬の減額と文化センターの空調設備等保守点検委託料の減額です。

75 ページをお開きください。

成人教育に要する経費 14 万 8,000 円の減額及び青少年教育に要する経費 46 万 9,000 円の減額、人権教育家庭教育支援に要する経費 12 万 7,000 円の減額、図書館の運営に要する経費 36 万円の減額の主なものは、新型コロナウイルス感染症予防対策のため事業の実施を削減したためです。

文化芸術の振興に要する経費 117 万 1,000 円の減額の主なものは、新型コロナウイルス感染症予防対策のため子ども歌舞伎保存会の事業中止により補助金を減額したものです。

77 ページをお開きください。

保健体育施設の運営等に要する経費 160 万円の減額は、社会体育施設の電気代の執行見込み額の減少による減額です。

スポーツ振興に要する経費 69 万円の減額の主なものは、新型コロナウイルス感染症対策のため事業中止等による団体補助金の減額です。

給食センター運営に要する経費 345 万 6,000 円の増額は、給食センターの燃料、特にガス代の高騰による増額です。

79 ページをお開きください。

説明欄下段の、文化財災害復旧費 198 万円の増額は、史跡郡山城跡の災害復旧工事費の追加分の増額です。

以上で要点の説明を終わります。

○金行委員長

以上で、要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○金行委員長

質疑なしと認め、これをもって教育委員会事務局に係る質疑を終了いたします。

ここで、説明員交代のため、暫時休憩といたします。

11:58 休憩

11:59 再開

○金行委員長

休憩を閉じて再開いたします。

続いて、議会事務局に係る補正予算について、要点の説明を求めます。

森岡議会事務局長。

○森岡議会事務局長

それでは、議会事務局に係ります補正予算の説明をいたします。

予算書 32、33 ページをお願いいたします。

議会費の全体補正額は 81 万 8,000 円を減額しております。年度末における執行見込みによるものでございます。

33 ページの説明欄をご覧いただきたいと思います。

議会運営事業費 45 万 8,000 円の減額のうち、8 節旅費 54 万減額をいたしております。

また 10 節需用費におきまして 8 万 2,000 円増額いたしておりますものは、議会事務局に設置いたしております情報蓄積用のハードディスク、これは会議の音声のデータそれから議会だよりに使用した画像データなどを保存するためのものでございますが、これが破損いたしましたため機器内のデータを復旧するために要する修繕費でございます。

次に、議会調査事業費 18 節負担金補助及び交付金 36 万円の減額につきましては、政務活動費の未申請者分に伴うものでございます。

以上で説明を終わります。

○金行委員長

以上で、要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○金行委員長

質疑なしと認め、これをもって議会事務局に係る質疑を終了いたします。

以上で、議案第 15 号の審査を終了いたします。

ここで執行部退席のため、暫時休憩といたします。

12:01 休憩

12:02 再開

○金行委員長

休憩を閉じて再開いたします。

これより、議案第 15 号「令和 3 年度安芸高田市一般会計補正予算（第 13 号）」の件から、議案第 23 号「令和 3 年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第 3 号）」の 9 件について、討論を行います。

討論はありませんか。

(討論なし)

○金行委員長

討論なしと認め、討論を終結いたします。

ここで、採決の方法についてお諮りします。

討論がありませんでしたので、本件 9 件について一括して採決させていただきたいと考えますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○金行委員長

異議なしと認め、さように決しました。

これより採決を行います。

議案第 15 号「令和 3 年度安芸高田市一般会計補正予算（第 13 号）」の件から、議案第 23 号「令和 3 年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第 3 号）」の件までの 9 件を、起立により採決します。

本案 9 件は、原案の通り決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○金行委員長

起立多数であります。

よって、本案 9 件は原案の通り可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました補正予算の審査は、全て終了いたしました。

なお、委員会報告の作成について、皆さんからご意見がありましたら発言を願います。

(発言なし)

○金行委員長

それでは、委員会報告書の作成については、正副委員長にご一任いただくことにご異議ございませんか。

(異議なし)

○金行委員長

異議なしと認め、さように決しました。

## (10) 令和 4 年度当初予算の審査について

○金行委員長

次に、「令和 4 年度当初予算の審査について」を議題といたします。

3 月 9 日より、令和 4 年度当初予算の審査を行います。予算審査を効率的に進めることを目的として執行部に、歳出における統合、廃止、凍結、名称変更の事業の一覧を資料請求をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○金行委員長

異議なしと認め、さように決定いたしました。

なお、お手元に議員必携の写しをお配りしています。予算審議の着眼点について抜粋しています。

委員の皆様におかれましては、熟読いただき当初予算の審査にのぞんでいただきますようお願いいたします。

以上をもって第 11 回予算決算常任委員会を閉会します。

ご苦勞でございました。

**【閉会 12:06】**

安芸高田市議会委員会条例第 30 条の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会 予算決算常任委員長

# 第 11 回予算決算常任委員会審査日程

と き 令和 4 年 2 月 25 日

と ころ 議 場

1. 開 会

2. 議 題

- (1) 議案第 15 号 令和 3 年度 安芸高田市一般会計補正予算 (第 13 号)
- (2) 議案第 16 号 令和 3 年度 安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- (3) 議案第 17 号 令和 3 年度 安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- (4) 議案第 18 号 令和 3 年度 安芸高田市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- (5) 議案第 19 号 令和 3 年度 安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- (6) 議案第 20 号 令和 3 年度 安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- (7) 議案第 21 号 令和 3 年度 安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- (8) 議案第 22 号 令和 3 年度 安芸高田市下水道事業会計補正予算 (第 4 号)
- (9) 議案第 23 号 令和 3 年度 安芸高田市水道事業会計補正予算 (第 3 号)
- (10) 令和 4 年度当初予算の審査について

3. そ の 他

4. 閉 会